

現地調査（大気環境、水環境）について （詳細）

令和3年11月7日

生活環境調査委員会（第1回）

1 大気環境

(1) 大気質

ア 一般環境

調査項目		調査時期	調査地点	調査方法
降下ばいじん	降下ばいじん、降下ばいじん中物質（カルシウムイオン、硫酸イオン）	4回（季節毎に1回 1か月間/回）	計画地	デポジットゲージによる採取
地上気象	風向、風速、気温、湿度	4回（季節毎に1回 1週間/回）	計画地 大平田集会所 諏訪交流センター	「地上気象観測指針」に定める方法
粉じん				ハイボリュームサンブラによる採取
窒素酸化物	二酸化窒素、一酸化窒素、窒素酸化物			「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める方法
硫黄酸化物	二酸化硫黄			「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法
浮遊粒子状物質				「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法
その他	ダイオキシン類、塩化水素、カドミウム、全シアン、鉛、クロム、ひ素、総水銀、ポリ塩化ビフェニル（PCB）			「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」に定める方法 「排ガス中の塩化水素分析方法（JIS K 0107）」に定める方法 「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」に定める方法
○調査項目について 黒字部分 廃棄物処理法に基づき実施する項目 赤字部分 自主的に県条例に基づき実施する項目（追加） 青字部分 参考値として把握する項目				

イ 沿道環境

調査項目		調査時期	調査地点	調査方法
窒素酸化物	二酸化窒素、一酸化窒素、窒素酸化物	4回（季節毎に1回 1週間/回）	中丸団地集会所	「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める方法
浮遊粒子状物質				「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法
地上気象	風向、風速		中丸団地集会所 大平田集会所	「地上気象観測指針」に定める方法
○調査項目について 黒字部分 廃棄物処理法に基づき実施する項目				

1 大気環境

(2) 悪臭

調査項目		調査時期	調査地点	調査方法
特定悪臭物質	アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸	2回 (夏季 同日の午前・午後)	計画地内 2地点	「特定悪臭物質の測定の方法」に定める方法
臭気指数	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」に定める方法			
地上気象	風向、風速、気温、湿度			風車式風向風速計電気式温度湿度一体型簡易気象計による計測
○調査項目について 黒字部分 廃棄物処理法に基づき実施する項目				

2 水環境

(1) 河川水質

調査項目		調査時期	調査地点	調査方法
生活環境項目等	水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、溶存酸素量、浮遊物質(SS)、大腸菌群数、全窒素、全りん、ノルマルヘキサン抽出物質、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム	4回	鮎川 3地点	「水質汚濁の係る環境基準について」に定める方法 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」に定める方法 「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」に定める方法
健康項目等	カドミウム、全シアン、有機りん、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサ、ダイオキシン類			
その他 (環境ホルモン)	ビスフェノールA、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、フタル酸ブチルベンジル、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジシクロヘキシル、フタル酸ジエチル、ベンゾ(a)ピレン、2,4-ジクロロフェノール、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ベンゾフェノン、4-ニトロトルエン、オクタクロステレン			「外因性内分泌攪乱化学物質調査暫定マニュアル」に定める方法
その他	気温、水温、電気伝導度、塩化物イオン、硫酸イオン、外観、透視度、濁度、ナトリウムイオン、カリウムイオン、カルシウムイオン、マグネシウムイオン、流量			「工業用水試験方法(JIS K 0101)」に定める方法 「工場排水試験方法(JIS K 0102)」に定める方法 「水質調査方法」に定める方法
<p>○調査項目について</p> <p>黒字部分 廃棄物処理法に基づき実施する項目</p> <p>青字部分 参考値として把握する項目</p>				

2 水環境

(2) 河川底質

調査項目	調査時期	調査地点	調査方法
有害物質等	カドミウム、全シアン、有機りん、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル (PCB)、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、銅、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサソ、ダイオキシン類	1回	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」に定める方法 「底質調査方法」に定める方法
その他 (環境ホルモン)	ビスフェノールA、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、フタル酸ブチルベンジル、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジシクロヘキシル、フタル酸ジエチル、ベンゾ(a)ピレン、2,4-ジクロロフェノール、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ベンゾフェノン、4-ニトロトルエン、オクタクロステレン	1回	「外因性内分泌攪乱化学物質調査暫定マニュアル」に定める方法
<p>○調査項目について</p> <p>赤字部分 自主的に県条例に基づき実施する項目(追加)</p> <p>青字部分 参考値として把握する項目</p>			

2 水環境

(3) 地下水

調査項目		調査時期	調査地点	調査方法
環境基準項目	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類	2回	計画地内 4地点	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」に定める方法
水質 (ヘキサダイヤグラム等)、水位	ナトリウムイオン、カリウムイオン、マグネシウムイオン、カルシウムイオン、塩化物イオン、重炭酸イオン、硫酸イオン、水素イオン濃度、電気伝導度、水位	2回	計画地内 4地点 計画地周辺 複数地点	「工場排水試験方法 (JIS K 0102)」に定める方法 「衛生試験法」に定める方法
○調査項目について 黒字部分 廃棄物処理法に基づき実施する項目				